

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
北区山田町の地域活性化アドバイザー業務	R4. 11. 2	一般社団法人 神戸農村ラボ	2,926,000	当団体は、経済観光局が実施する「神戸農村スタートアッププログラム」事業者に随意選定されており、当プログラムで培ったノウハウ、人脈を活かしたアドバイザー業務が可能。本業務では「田園コミュニティパーク (CCP)」の活用構想の策定検討、地域の合意形成、特に最大の課題である担い手育成が必要不可欠であり、当団体の他に目的を達成できる団体がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	北区総務部地域協働課 山田出張所 (Tel: 581-1001)